

長野県立美術館協議会の概要

長野県県民文化部文化政策課

1 協議会の位置付け

博物館法、長野県立美術館条例の規定により設置され、県立美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる。

2 協議会の委員

年2回開催する協議会に参加いただき、展覧会をはじめとする美術館事業や管理運営全般についてご意見をいただく。

○ 定数

10人以内（学校教育・社会教育・家庭教育の関係者、学識経験者で構成）

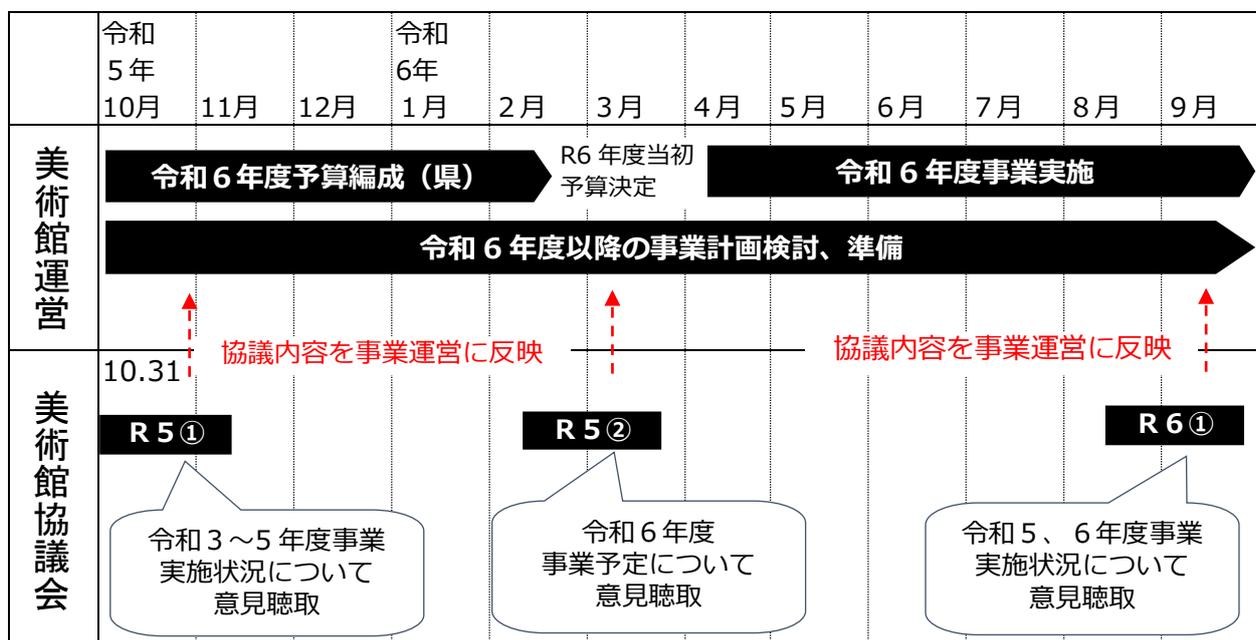
○ 任期

2年（令和5年9月1日～令和7年8月31日）

3 開催計画（予定）（令和5・6年度）

開催時期		主な審議事項
令和5年度	令和5年10月31日	○令和3～5年度展覧会等事業実施状況について
	令和6年2～3月	○令和6年度事業（予定）について
令和6年度	令和6年9月	○令和5、6年度展覧会等事業実施状況について
	令和7年2～3月	○令和7年度事業（予定）について

【開催スケジュール（予定）】



長野県立美術館協議会 設置根拠

■博物館法

(博物館協議会)

第 23 条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 24 条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第 25 条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

■博物館法施行規則

第四章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準

第 22 条 法第 25 条の文部科学省令で定める参酌すべき基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

■長野県立美術館条例

(協議会)

第 4 条 美術館に、博物館法第 23 条の規定による美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから長野県教育委員会が任命する。

3 協議会の委員の定数は 10 人以内とし、その任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。